平成２９年（フ）第１４７６号
埼玉県川口市大字辻646番地の９
債務者　舘田　敬詳
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９２号
埼玉県越谷市宮前１丁目21番地４　吉田ハイツ202
債務者　中野　翔吾
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９３号
埼玉県越谷市宮前１丁目21番地４　吉田ハイツ202
債務者　寺澤　弘子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３５号
埼玉県草加市谷塚町731番地１　グリーンアベニュー谷塚３号棟1203号室
債務者　工藤　昭男
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
埼玉県熊谷市久保島1703番地１
債務者　櫻井　隆子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３１１号
埼玉県行田市大字南河原2742番地10
債務者　宮西名穂子（旧姓立川・小泉・河原）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第４８６号
大阪府岸和田市南上町２丁目34番27―301号、前住所大阪府岸和田市下野町３丁目９番13号
債務者　阪本　洋子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５００号
大阪府和泉市肥子町２丁目１番６号
債務者　吉田　義治
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５０７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地35棟104号、前住所大阪市此花区高見２丁目９番７号
債務者　藤先　俊也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺555番地　清水方、前住所大阪府泉南郡熊取町東和苑８番15号
債務者　間　　明美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１７５１号
札幌市白石区北郷３条５丁目８番１号　コーポラスエイト105号
債務者　吉田めぐみ（旧姓小松・中鉢・千葉）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６８号
札幌市東区北20条東13丁目３番７号　レジュールＡ205号
債務者　遊佐　修一
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７２号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目16番８号
債務者　畑野　哲也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００１号
札幌市西区八軒７条東５丁目４番６号　第２角マンション１階２号
債務者　中山真由美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１６号
札幌市南区澄川１条３丁目３番21―105号
債務者　綾戸　　勇
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０１７号
札幌市南区澄川１条３丁目３番21―105号
債務者　綾戸ちどり
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０２７号
札幌市東区北26条東19丁目６番14―205号
債務者　佐々木友和
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部